

新	旧	備考
<p>輸出貿易管理令別表第1の16の項に該当する貨物に係る取扱いについて</p> <p>平成13年4月1日 01-制度-00040 沿革 (略) <u>平成22年3月29日 一部改正</u></p> <p>輸出貿易管理令(昭和24年政令第378号。以下「輸出令」という。)別表第1の16の項に該当する貨物の輸出(以下「対象貨物の輸出」という。)については、貿易一般保険契約を締結後、輸出者が、輸出令第4条第1項第3号ロ及び第4号ロの規定に基づき経済産業大臣から許可の申請をすべき旨の通知を受けたとき(以下「インフォーム要件に該当したとき」という。)、又は輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令(平成13年経済産業省令第249号)の各号のいずれかに該当したとき(以下「客観要件に該当したとき」という。)に、外国為替及び外国貿易法(昭和24年法律第228号)第48条第1項の規定に基づく許可(以下「輸出許可」という。)の申請に対して不許可処分(以下「補完的輸出規制による輸出不許可処分」という。)を受けた場合は、当該不許可処分は貿易一般保険約款第4条第10号のてん補事由に該当することとし、日本貿易保険は、輸出者が下記の手続に従った場合には、1(4)の各号のいずれかに該当する場合を除き当該事由により輸出契約等に基づき貨物を輸出することができなくなったことによる損失をてん補する責めに任ずる。</p> <p>記</p> <p>1 保険申込時</p> <p>(1) 保険申込時までインフォーム要件に該当したとき、客観要件に該当したとき又は「輸出貿易管理令第4条第1項第3号イ及び第4号イに規定する核兵器等の第3号イ及び第4号イに規定する開発等若しくは輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令の別表に掲げる行為のために輸出貨物等が用いられるおそ</p>	<p>輸出貿易管理令別表第1の16の項に該当する貨物に係る取扱いについて</p> <p>平成13年4月1日 01-制度-00040 沿革 (略)</p> <p>輸出貿易管理令(昭和24年政令第378号。以下「輸出令」という。)別表第1の16の項に該当する貨物の輸出(以下「対象貨物の輸出」という。)については、貿易一般保険契約を締結後、輸出者が、輸出令第4条第1項第3号ロの規定に基づき経済産業大臣から許可の申請をすべき旨の通知を受けたとき(以下「インフォーム要件に該当したとき」という。)、又は輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令(平成13年経済産業省令第249号)の各号のいずれかに該当したとき(以下「客観要件に該当したとき」という。)に、外国為替及び外国貿易法(昭和24年法律第228号)第48条第1項の規定に基づく許可(以下「輸出許可」という。)の申請に対して不許可処分(以下「補完的輸出規制による輸出不許可処分」という。)を受けた場合は、当該不許可処分は貿易一般保険約款第4条第10号のてん補事由に該当することとし、日本貿易保険は、輸出者が下記の手続に従った場合には、1(4)の各号のいずれかに該当する場合を除き当該事由により輸出契約等に基づき貨物を輸出することができなくなったことによる損失をてん補する責めに任ずる。</p> <p>記</p> <p>1 保険申込時</p> <p>(1) 保険申込時までインフォーム要件に該当したとき、客観要件に該当したとき又は「輸出貿易管理令第4条第1項第3号イに規定する核兵器等の同号イに規定する開発等若しくは輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令の別表に掲げる行為のために輸出貨物等が用いられるおそれがあること等を輸出者等が</p>	

輸出貿易管理令別表第1の16の項に該当する貨物に係る取扱いについて・新旧対照表

<p>れがあること等を輸出者等が知った場合の取扱いについて」(平成14年3月29日 平成14・03・18 貿局第1号)の規定に該当したとき(以下「ノウ要件に該当したとき」という。)は、保険の申込みに際しその旨を別紙様式により通知しなければならない。ただし、保険申込時までに輸出許可を取得した場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 保険申込時までにインフォーム要件に該当したときは、貿易一般保険手続細則又は貿易一般保険包括保険の特約書の規定に基づく保険の申込期限の起算日及び保険申込みの遅滞の起算日は、輸出契約等締結日(契約発効条件付の場合は当該契約発効日。以下同じ。)又は輸出許可取得日のいずれか遅い日とする。</p> <p>(3) 保険申込時までに客観要件に該当したときは、(2)の保険の申込期限の起算日及び保険申込みの遅滞の起算日は、輸出契約等締結日とする。</p> <p>(4) 日本貿易保険は、次の各号のいずれかに該当する場合には、補完的輸出規制による輸出不許可処分により輸出することができなくなった貨物に係る損失をてん補する責めに任じないことができる。この場合、保険証券に「補完的輸出規制は免責」と、又は契約台帳に「補完規制免責」と記載する。</p> <p>① 貿易一般保険申込書に輸出契約等の相手方に係るバイヤーコードが記載されていない場合</p> <p>② 1(1)の規定によりノウ要件に該当した旨の通知を受けた場合</p> <p>③ 保険契約に係る輸出契約等の相手方と、当該保険契約締結前に補完的輸出規制による輸出不許可処分により保険金を支払った保険契約に係る輸出契約等の相手方が同一の場合</p> <p>④ 保険契約に係る輸出契約等の仕向国及び輸出者と、当該保険契約締結前に補完的輸出規制による輸出不許可処分により保険金を支払った保険契約に係る輸出契約等の仕向国及び輸出者とがそれぞれ同一の場合</p> <p>⑤ 保険契約に係る輸出契約等の相手方が公開情報により輸出令第4条第1項第3号イ及び第4号イに規定する核兵器</p>	<p>知った場合の取扱いについて」(平成14年3月29日 平成14・03・18 貿局第1号)の規定に該当したとき(以下「ノウ要件に該当したとき」という。)は、保険の申込みに際しその旨を別紙様式により通知しなければならない。ただし、保険申込時までに輸出許可を取得した場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 保険申込時までにインフォーム要件に該当したときは、貿易一般保険手続細則又は貿易一般保険包括保険の特約書の規定に基づく保険の申込期限の起算日及び保険申込みの遅滞の起算日は、輸出契約等締結日(契約発効条件付の場合は当該契約発効日。以下同じ。)又は輸出許可取得日のいずれか遅い日とする。</p> <p>(3) 保険申込時までに客観要件に該当したときは、(2)の保険の申込期限の起算日及び保険申込みの遅滞の起算日は、輸出契約等締結日とする。</p> <p>(4) 日本貿易保険は、次の各号のいずれかに該当する場合には、補完的輸出規制による輸出不許可処分により輸出することができなくなった貨物に係る損失をてん補する責めに任じないことができる。この場合、保険証券に「補完的輸出規制は免責」と、又は契約台帳に「補完規制免責」と記載する。</p> <p>① 貿易一般保険申込書に輸出契約等の相手方に係るバイヤーコードが記載されていない場合</p> <p>② 1(1)の規定によりノウ要件に該当した旨の通知を受けた場合</p> <p>③ 保険契約に係る輸出契約等の相手方と、当該保険契約締結前に補完的輸出規制による輸出不許可処分により保険金を支払った保険契約に係る輸出契約等の相手方が同一の場合</p> <p>④ 保険契約に係る輸出契約等の仕向国及び輸出者と、当該保険契約締結前に補完的輸出規制による輸出不許可処分により保険金を支払った保険契約に係る輸出契約等の仕向国及び輸出者とがそれぞれ同一の場合</p> <p>⑤ 保険契約に係る輸出契約等の相手方が公開情報により輸出令第4条第1項第4号イに規定する核兵器等の同号イに</p>	
---	--	--

<p>等の第3号イ及び第4号イに規定する開発等に関する可能性が高いと認められる場合</p> <p>⑥ その他補完的輸出規制による輸出不許可処分を受ける可能性が高いと認められる場合</p> <p>(5) 日本貿易保険は、(4)の規定に基づき日本貿易保険がてん補する責めに任じないこととした場合においても、保険契約締結前に輸出許可を取得した対象貨物の輸出については、保険契約締結以後補完的輸出規制による輸出不許可処分がなされ輸出契約等に基づき貨物を輸出することができなくなったことによる損失をてん補する責めに任ずる。</p> <p>2 保険契約締結以後</p> <p>(1) 日本貿易保険は、1(4)の規定中に基づき日本貿易保険がてん補する責めに任じないこととした場合においても、保険契約締結以後に輸出許可を取得した対象貨物の輸出については、補完的輸出規制による輸出不許可処分がなされ輸出契約等に基づき貨物を輸出することができなくなったことによる損失をてん補する責めに任ずる。</p> <p>(2) 輸出者は、保険契約締結以後において、インフォーム要件に該当したときは当該要件に該当した日から、インフォーム要件に該当したとき又は客観要件に該当したときであって輸出許可の申請をした場合は当該申請をした日から、ノウ要件に該当したときであって「輸出貿易管理令第4条第1項第3号イ及び第4号イに規定する核兵器等の第3号イ及び第4号イに規定する開発等若しくは輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令の別表に掲げる行為のために輸出貨物等が用いられるおそれがあること等を輸出者等が知った場合の取扱いについて」(平成14年3月29日 平成14・03・18 貿局第1号)の規定に基づき報告した場合は当該報告をした日から、それぞれ1週間以内にその旨を別紙様式により日本貿易保険に通知しなければならない。</p> <p>3 保険金支払請求時等</p> <p>(1) 日本貿易保険は、輸出者が1(1)の規定に基づく通知を怠った場合は当該保険契約を解除することができる。</p> <p>(2) 日本貿易保険は、輸出者が2(2)の規定に基づく通知を怠</p>	<p>規定する開発等に関する可能性が高いと認められる場合</p> <p>⑥ その他補完的輸出規制による輸出不許可処分を受ける可能性が高いと認められる場合</p> <p>(5) 日本貿易保険は、(4)の規定に基づき日本貿易保険がてん補する責めに任じないこととした場合においても、保険契約締結前に輸出許可を取得した対象貨物の輸出については、保険契約締結以後補完的輸出規制による輸出不許可処分がなされ輸出契約等に基づき貨物を輸出することができなくなったことによる損失をてん補する責めに任ずる。</p> <p>2 保険契約締結以後</p> <p>(1) 日本貿易保険は、1(4)の規定中に基づき日本貿易保険がてん補する責めに任じないこととした場合においても、保険契約締結以後に輸出許可を取得した対象貨物の輸出については、補完的輸出規制による輸出不許可処分がなされ輸出契約等に基づき貨物を輸出することができなくなったことによる損失をてん補する責めに任ずる。</p> <p>(2) 輸出者は、保険契約締結以後において、インフォーム要件に該当したときは当該要件に該当した日から、インフォーム要件に該当したとき又は客観要件に該当したときであって輸出許可の申請をした場合は当該申請をした日から、ノウ要件に該当したときであって「輸出貿易管理令第4条第1項第3号イに規定する核兵器等の同号イに規定する開発等若しくは輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令の別表に掲げる行為のために輸出貨物等が用いられるおそれがあること等を輸出者等が知った場合の取扱いについて」(平成14年3月29日 平成14・03・18 貿局第1号)の規定に基づき報告した場合は当該報告をした日から、それぞれ1週間以内にその旨を別紙様式により日本貿易保険に通知しなければならない。</p> <p>3 保険金支払請求時等</p> <p>(1) 日本貿易保険は、輸出者が1(1)の規定に基づく通知を怠った場合は当該保険契約を解除することができる。</p> <p>(2) 日本貿易保険は、輸出者が2(2)の規定に基づく通知を怠った場合は、当該保険契約に係る保険金の全部若しくは一</p>	
---	---	--

<p>った場合は、当該保険契約に係る保険金の全部若しくは一部を支払わず、若しくは当該保険契約に係る保険金の全部若しくは一部を返還させ、又は当該保険契約を解除することができる。</p> <p>(3) 保険金の支払を請求する場合は、保険金請求書に輸出不許可処分通知書、損失計算書、証拠書類その他必要な書類を添えて日本貿易保険の本店に提出しなければならない。</p> <p><u>附 則</u> <u>この改正は、平成22年4月1日から実施する。</u></p> <p><u>別紙</u> (略)</p>	<p>部を支払わず、若しくは当該保険契約に係る保険金の全部若しくは一部を返還させ、又は当該保険契約を解除することができる。</p> <p>(3) 保険金の支払を請求する場合は、保険金請求書に輸出不許可処分通知書、損失計算書、証拠書類その他必要な書類を添えて日本貿易保険の本店に提出しなければならない。</p>	
---	--	--